

<本部>

戦後の障害者福祉政策が大きく変わったのは、2003年（平成15年）障害者支援制度が施行され“措置から支援へ”、障害者支援活動をサービス事業としたことです。そして2013年（平成25年）の障害者総合支援法（障害者自立支援法改め）では障害者が施設を退所し自立した日常生活、社会生活を営むことを明記し、障害者福祉政策における施設の役割を規程。その方向のなかでさらに2017年（平成29年）社会福祉法が改正され、施設は入所者に対するサービス提供を行うだけでなく持っている機能を生かし地域支援を推進していくことを求められています。こうした環境のなかで1月に相模原事件の公判が始まり“施設という場が被告の差別思想を形成させた”とするマスコミの報道を目にし、改めて施設経営・運営の在り方が問い直される気がします。教育的目的を持った入所施設は、教育から介護へ日常活動を縮小してでも、デイ、ショートなど多様な方々の小刻みな往来のなかで、在宅介護支援も含めて地域のサービスの場となる活動をしていくべきだと益々議論されるのではないのでしょうか。

しかし、いま利用されている方々、将来も入所形態を必要とされる方々一人ひとりの暮らしを見つめ、人生に真剣に向き合う教育的な生活支援の施設は必要で、そのためには施設自体も在り方を問う必要があります。運営構造は人権を尊重した解放的な活動になっているのか、どんな個性の人間も響き合い育ち合う場になっているのか等を問わねばなりません。入所施設の在り方はある意味で“正念場”の時代になると理解しています。

大木会一麦・もみじ・あざみでは2018年10月に「大木会 経営・運営基本方針」「大木会 中・長期活動指針」と、2019年12月に「知的障害者入所施設の進むべき道」を職員の皆さんに示し、単なる介護・支援の場ではなく「教育的目的を持った生活支援」「共に育ち合う共生社会の核になる」施設の在り方を求め日常活動に取り組むことで施設自体を重視した運営を進めています。

令和2年度も先の方針・指針・進むべき道のもと、入所施設の意味、あるべき姿を、行政の規程に準じるなかでしっかりと進めてまいります。

重点項目

- (1) 財務、事業の透明性と健全な運営。
経営資料の公開。改築積立。
- (2) 個人の尊重と集団の生活で、響き合い、育ち合う暮らしの充実。
一人ひとりの理解と情報の共有、コミュニケーションの充実。
- (3) 高齢化、健康への配慮と取り組み。
医療との連携、個々の状況への配慮。健康の維持・増進。
- (4) 求人活動の強化。職員の育ちの支援、資質の向上・充実。
学生の理解を得る発信の工夫。研修の充実。つながりの強化。

令和2年度大木会障害者支援施設・グループホーム事業計画

基本方針

本部事業計画で示されているとおり、大木会入所施設の目的と役割を「大木会 経営・運営基本方針」と「大木会 中・長期活動指針」にのっとり下記事項を重点・重要事項として取り組みます

1、育成と定着、働く環境の整理

職員の育ちと・定着は必須事項です。利用者との日々の暮らしをつうじて学び、相互の成長が感じとる感性と喜びが育つ風土が定着と人材の育成につながります。

- ・職員研修については法人、各施設、職員企画研修、それぞれの分野が連携し本部において一貫性と計画性をもって企画します。専門性の向上、権利擁護・倫理観のもとにそれぞれが役割を担い目標に向かう人・職員へと育つ願いをもって実施します。また、階層別研修を加えてハラスメント防止と働き続ける環境づくりに取り組みます。
- ・心身の健康保持は利用者とともに職員の最重要項目として健診の実施とその対応を適時に進めます。また、感染性疾患の予防についても近年の状況を踏まえて検討を加え衛生・予防物品の備蓄を整え備えます。

2、暮らしと活動環境の保守整備及び改修

障害特性の強い人や高齢の人たちの暮らしが共に対応ができる生活・活動環境を求め、適時の改修と保守整備、更新を行い施設の維持に努めます。

グループホーム関係は築年数より大きな計画はありませんが災害対策を踏まえて必要な点検と将来計画を整える。

一麦、もみじ・あざみは築年数と利用者の生活及び日中活動の充実に向けて必要な補修の実施と改修計画に取り組みます。

3、災害対策と防災

- ・消火・消防設備の保守整備。総合防災訓練を各施設定期的に実施します。
- ・被災時のグループホームとの連携とバックアップ体制を継続し対応します。
- ・防災気象情報・警戒レベル3「避難準備」発令時の湖南省福祉避難所としての対応できる設備と備品の調整を現状を踏まえて一麦、もみじ・あざみにおいて整えます。

4、何でもお話ししましょう会（大木会苦情解決委員会）

苦情解決委員会第三者委員（聴き取り役）が各施設を巡回し、何でもお話ししましょう会を開催。利用者、家族からの苦情や要望への早期の対応と必要に応じて委員会に助言や両者の課題調整を依頼し、生活の向上と相互理解に向けて取り組みます。

大木会職員に対しても総合的な相談窓口として対応する機関となり、職員への周知を継続的に行います。

令和２年度大木会職員研修計画

大木会職員としての自覚と障害者福祉施設従事者としての専門性が育成され次代の職員養成を目的として研修を実施する。

研修の内容と目的に応じて法人及び各施設による企画・実施する研修と外部研修を併用して行い、必要な専門技術と資格取得を進める。また、施設の状況と職員の希望を反映して青山塾受講を進める。

年間スケジュール（概要）

区分	内容	主催等	受講対象者	実施時期
初任者研修	新任の育成	事務局 知ハン協	新採用職員	4月、7月、12月 12月
一般職員研修	大木会職員、福祉施設職員としての自覚と専門性の向上。	法人事務局	全職種・全職員	A 8月 B 9月
虐待防止 人権研修	施設内虐待防止研修 人権研修会（新規採用職員・管理職）	湖南市・滋賀県社協等 湖南市等	全職種（選抜） 新採者・管理職	時期未定
管理職等 一般職員	ハラスメント防止研修	労働局、湖南市等 各施設	施設長等 全職種	時期未定
全国・近畿	知的障害関係施設職員研修会 全国知的障害関係施設長会議	日本知福協 同上近畿ブロック 日本知福協	各施設1～2名 各施設1～2名 各施設長	9月23.24（京都市） 1月頃（滋賀県） 7月頃
専門・資格	サービス管理責任者 相談支援専門員 強度行動障害者支援者養成（基礎）（実践） 社会福祉士実習指導者	滋賀県 滋賀県 滋賀県 社会福祉士会	各施設職員1～2名	7月、9月 7月、8月、9月
大木会青山塾	A 先人の実践 B 幅広い分野から学ぶ	大木会	施設長推薦及び 希望者から選抜	各月第2土曜日 各月第4土曜日
* 自己企画研修	個人 又は小グループの企画立案による施設見学等	各施設	施設長による推薦・承認	年間2組程度の実施

参考 知ハン協：滋賀県知的ハンディをもつ人の福祉協会

日本知福協：日本知的障害者福祉協会

* 上記の他、関係機関及び各種団体が実施する研修・講習会において必要に応じて施設長の指示により、職員を派遣受講させることがある。

* 企画研修：職員自ら研修計画を立案し、施設・事業所見学や研修会等に参加して専門性と探求心を高める。

《一 麦》

「創造が生み出される暮らし」を目標に利用者（寮生）、職員を支える施設運営に取り組みます。

1. 重点事項

- 1、それぞれの生活課題を集団生活の中で取り組み相互の成長を願える生活活動を取り組みます。
- 2、常に健康不安のある人が増えています。年齢的には避けられませんが、主治医のサポートと定期健診後の対応を日常生活の保持を願って進めます。
- 3、生活の変化に対応した施設整備を今年度計画（要注意者夜間対応）・中期計画（各グループ日中活動棟及び多目的スペース）ともに進め生活活動の環境整備を実施します。
- 4、防災・減災への対応は火災時だけでなく自然災害を含めた対応が求められます。設備整備とともに必要な備蓄については、日常生活の基準（保健衛生を含めた）を念頭に再整備を検討し進めるとともに地域との相互関係を保ち福祉避難所として稼働する場合は、空きスペース(2階)を活用します。

2. 事業種別

施設入所支援	定員 50名	(48名)
生活介護	定員 50名	(48名)
短期入所	定員 2名 (男1、女1)	
緊急一時保護 (虐待事例を含む)		定員なし

3. 個別支援計画（及びモニタリング）作成基準日

8月1日、および2月1日（モニタリング）

4. 職員配置（予定）

管理者（施設長）	1名	（サービス管理責任者兼務）
副施設長	1名	（生活支援員兼務）
事務長	1名	（法人事務局長）
生活支援員	19名	（短時間2名含）
看護師	2名	（短時間1名含）
栄養士	1名	
調理員	5名	（短時間3名含）
書記（事務）	3名	
嘱託医	1名	（内科医）

職員体制は施設運営の要です。現状の中で寮生の生活状況に対応するうえでバランスを保つことが難しい状況ですが、職員の資質向上とともに勤務形態から生じる負担軽減に取り組みたい。

2020年度 年間行事計画 (一 麦)

月	施設行事等		健康管理
4月	新年度全体会議(2日)、始業式(6日)		骨量検査
5月	氏神祭(1日)、親子飯盒すいさん(5日)、バス遠足		
6月	保護者会総会、害虫駆除、石部中学校ふれあい交流会、防災訓練	帰省 5/31~6/5	結核検診
7月	七夕(7日)、プールびらき、一麦合宿		内科健診 夜間業務従事職員健診
8月	地藏盆	帰省 8/9~19	
9月	お月見会、保護者会		腹部エコー
10月	運動会(18日)、石部中学ふれあい交流会、ふれあい広場、害虫駆除	帰省 10/25~30	婦人科健診 歯科健診
11月	田村祭、石部施設合同マラソン大会 親子バス遠足、総合防災訓練		インフルエンザ 予防接種
12月	NEG 餅つき・保護者会、クリスマス会(24日)	帰省 12/25~1/5	内科健診
1月	新年お食事会(外食)		成人病健診
2月	節分 卓球大会		
3月	保護者会、ひなまつり(3日)、防災訓練(地震)、日中活動グループ発表会、クラス編成会議(全体支援会議)	帰省 3/25~4/5	内科健診
<p>誕生会(各ユニット誕生者) 日中活動グループ研修旅行(1組、5組) 日中活動グループ課外研修(各日中活動クラス 各学期) お楽しみ会(各学期)、音楽教室(毎月) なんでもお話ししましょう会(4月:一麦、9月:もみじ・あざみ、1月:一麦)</p>			

《もみじ》

年齢や障害の程度にかかわらず、日々の暮らしの中で喜びや生きがいが生れ、共に育ちあえる環境を大切にします。

1、重点事項

- (1) それぞれの生活課題に対して「ひとりひとりを大切にした支援」のもとに積極的に取り組みます。
- (2) 特に高齢者の健康管理と対応が大切になっています。常に医療機関と連携し、主治医のサポートや定期健診後の対応等健康保持に努めます。
- (3) 施設及び施設改修・環境整備の実施と検討を行い、これからも安心して暮らせる住環境を目指します。
 - ①LED 照明への転換工事
 - ②体育館舞台照明設備の更新
 - ③ 樹木伐採など周辺環境の整備及び獣害対策（農場：獣害防止柵の設置）
- (4) 安全管理と防災・減災対策としては火災時だけでなく自然災害を含めた対応が求められます。地域においても、福祉避難所として稼働する場合は、敷地内の建物（ゲストハウスルーム 山帽子）を活用します。

2、事業種別（利用予定）

施設入所支援 定員 50 名（43 名）

生活介護 定員 50 名（実利用者 55 名、うち外部（あざみ含む）利用者 12 名）

短期入所 定員 4 名（男 2 名、女 2 名）

日中一時事業及び緊急一時保護 定員なし（湖南省・甲賀市協定）

3、個別支援計画（及びモニタリング）の作成と基準日

年 2 回の定期モニタリング（振り返り）を行い、4 月 1 日、及び 10 月 1 日を基準に個別支援計画を作成し目標と課題に基づいてよりよい支援の継続を図ります。

4、日中活動における生産活動と工賃及び社会活動助成費について

日中活動で行う生産活動で生じた収益は、必要な会計処理を行い、生産活動に参加する利用者に工賃（月額 5,000 円）として支給します。また、社会活動助成費として本人支給金として月額 1,000 円を支給します。

5、職員配置（予定人員）

管理者（施設長）	1 名（あざみ兼務）
サービス管理責任者	1 名
生活支援員	19 名（短時間 3 名）
看護師	2 名（短時間 1 名）
栄養士	1 名
調理員	1 名
書記（事務）	1 名

計 26 名

利用者とともに職員が学び成長できる環境であること。職員個々がチームで取り組む意識を共有し日々の暮らしを大切に取り組みます。

《あざみ》

年齢や障害の程度にかかわらず、日々の暮らしの中で喜びや生きがいが生れ、共に育ちあえる環境を大切にします。

1、重点事項

- (1) それぞれの生活課題に対して「ひとりひとりを大切にした支援」のもとに積極的に取り組みます。
- (2) 特に高齢者の健康管理と対応が大切になっています。常に医療機関と連携し、主治医のサポートや定期健診後の対応等健康保持に努めます。
- (3) 施設及び施設改修・環境整備の実施と検討を行い、これからも安心して暮らせる住環境を目指します。
 - ①LED 照明への転換工事
 - ②体育館舞台照明設備の更新
 - ③樹木伐採など周辺環境の整備及び獣害対策（農場：獣害防止柵の設置）
- (4) 安全管理と防災・減災対策としては火災時だけでなく自然災害を含めた対応が求められます。地域においても、福祉避難所として稼働する場合は、敷地内の建物（ゲストハウスルーム 山帽子）を活用します。

2、事業種別（利用予定）

施設入所支援 定員 30 名（25 名）

生活介護 定員 30 名（実利用者 30 名、うち外部（もみじ含む）利用者 5 名）

短期入所 定員 2 名（女 2 名）

日中一時事業及び緊急一時保護 定員なし（湖南省・甲賀市協定）

3、個別支援計画（及びモニタリング）の作成と基準日

年 2 回の定期モニタリング（振り返り）を行い、4 月 1 日、及び 10 月 1 日を基準に個別支援計画を作成し目標と課題に基づいてよりよい支援の継続を図ります。

4、日中活動における生産活動と工賃及び社会活動助成費について

日中活動で行う生産活動で生じた収益は、必要な会計処理を行い、生産活動に参加する利用者に工賃（月額 5,000 円）として支給します。また、社会活動助成費として本人支給金として月額 1,000 円を支給します。

5、職員配置（予定人員）

管理者（施設長）	1 名（もみじ兼務）
サービス管理責任者	1 名
生活支援員	10 名（短時間 4 名）
看護師	1 名（短時間 1 名）
栄養士	1 名
調理員	1 名
書記（事務）	1 名

計 16 名

利用者とともに職員が学び成長できる環境であること。職員個々がチームで取り組む意識を共有し日々の暮らしを大切に取り組みます。

年間行事計画（もみじ・あざみ共通）

月	施設行事等		健康管理
4月	年度初め、新年度全体会議（3日）	帰省	なんでもお話ししましょう会①
5月	氏神祭（1日）、運動会（24日）、防災訓練		結核検診、
6月	害虫駆除（薬剤散布）、総合防災訓練 家族の会総会（28日）、 石部中学ふれあい活動		
7月	七夕・創立記念日・まんぷくまつり、 寮生旅行①、②、定期健診、防災訓練		（歯科検診）
8月	地藏盆、盆踊り、防災訓練	帰省	（深夜業務従事者検診）
9月	全体支援会議①、追悼会、兄弟姉妹の会 寮生旅行③、防災訓練		なんでもお話ししましょう会②
10月	石部中学校ふれあい活動、文化祭 寮生旅行②、防災訓練		
11月	寮生旅行④、防災訓練		インフルエンザ予防接種
12月	害虫駆除、聖マリア教会訪問交流会、 クリスマス会、	帰省	
1月	お正月、定期健診		なんでもお話ししましょう会③ 成人病健診
2月	節分、全体支援会議②（モニタリング）		
3月	寮生劇	帰省	

◎ 2020年3月15日上演予定の「ロビンフッド・あらしの大冒険」を延期し、現在調整中です。充電期間としてよろしく申し上げます。

令和2年度事業計画

《 グループホーム おおきな木 》

1. 基本方針

6名の入居者の平均年齢は60歳を超えていて、日々の健康管理や食事面での配慮がかなり重要になってきており、通院回数も増えてきています。しかし、入居者の“仕事”への意欲・意識は非常に高く、現状が今後も維持できるよう健康面での支援をより丁寧にしていくと共に、ホームでの日常の暮らしが安らぎのある充実したものになっていくよう取り組んでいきます。

2. 支援（職員）体制（入居者：6名 女子）

管理者	1名（兼務）
サービス管理責任者	1名（兼務）
生活支援員	1名（兼務）
世話人	2名
夜間宿直	1名（ホームスタッフ及び法人関係職員が担当）

3. 暮らしの充実とスタッフ間の情報共有

定期通院や服薬管理など日々の健康管理が重視される傾向にありますが、ホームでの個々の役割と、小遣い管理や居室の整理整頓などの自己管理のことが自主的に取り組んでいけるよう支援していきます。月1度のスタッフ会議で情報共有し、日中活動の場所や作業所等とも連携を取り、生活全般における支援について確認し、共に育ち合う暮らしづくりを支援していきます。

4. 個別支援計画（及びモニタリング）の作成と基準日

4月1日を基準日とし、10月に半期の見直しを行います。作成に当たっては、入居者の意向を聞き、ともに作成していきます。

5. 余暇活動と社会活動への参加

余暇時間に刺繍をしたり、畑や花壇をしたりするなど、ホームでの過ごしにも取り組みつつ、買い物や地域行事への参加の機会・情報提供も行っており、楽しみを持って過ごせるよう支援していきます。

昨年、好評であったホームみんなでの旅行も計画していきます。

令和2年度事業計画

《 グループホーム 碧天（あおぞら） 》

1. 基本方針

昨年の4月より新規に2名の入居者を迎え、4名での暮らしがスタートしています。まだ20代30代と若いメンバーですが、食事等健康面での配慮も必要で、生活全般においても支援が必要です。ご家族や作業所とも連携を取り、衣食住を補うだけの場ではなく、スタッフ間の意思統一のもと、暮らしの関係性の中で共に育ち合うことを重視し、社会性を身に付けていくと共に、家庭的な雰囲気のある生活をめざしていきます。

2. 支援（職員）体制（入居者：男性4名）

管理者	1名（兼務）
サービス管理責任者	1名（兼務）
生活支援員	1名（兼務）
世話人	2名
夜間宿直	1名（大木会職員及び法人関係職員が担当）

3. 自立した生活への支援

入居者のほとんどが、初めて親元を離れてホームに入所しています。週末の帰省を楽しみにしており、これまでの家での生活スタイルをホームに持ち込んでいます。入居者個々のこれまでの育ちや好みのパターンを大切にしながらも、集団生活での学び、社会性、暮らしにおいて必要なことなど、本人の思いや特性、ご家族の要望などを考慮し、スタッフ会議で検討して共通した方針で、より自立した生活が送れるよう支援していきます。

4. 個別支援計画（及びモニタリング）の作成と基準日

4月1日を基準日とし、10月に半期の見直しを行います。

5. 週末開所日の有意義な活用

毎月1度の週末開所日を利用し、ホーム内の清掃、周りの環境整備、お楽しみ外出などを実施し、ここでの暮らしの定着と楽しみのある生活をスタッフと共に取り組んでいきます。

令和2年度 大木会相談支援事業所 事業計画

1. 基本方針

平成27年4月に開所した大木会相談支援事業所ですが、令和元年度より、専任1名を置き現事務所(湖南省東寺一丁目1番3号)で業務を執行しています。大木会利用者のサービス等利用計画作成を優先しており、一麦・もみじ・あざみ・おおきな木の利用者がスムーズに福祉サービスが受けられるよう取り組んでまいります。

他の相談支援事業者やセルフプランでサービス等利用計画作成を行っている大木会利用者については、昨年度より当事業所に移行してきており、今後も増えていく見込みであり、無理のない範囲で、順次対応していかうと考えています。

2. 事業内容

福祉サービス等の利用に関わる基本相談、福祉サービス等利用計画作成にかかる相談支援業務、障害児相談支援業務。関係機関及び当該者の利用事業所等との連絡調整による適切な福祉サービスの利用支援。

- ・ 特定相談新事業
- ・ 障害児相談支援事業

3. 地域対象

湖南省、甲賀市及び隣接地域

4. 職員配置

管理者	1名（兼務）
相談支援専門員	1名（兼務）

5. 今後の課題

湖南省においても相談支援事業所及び相談支援専門員の不足は顕著です。さらに特別支援学校を毎年卒業する利用者のサービス等利用計画作成は、慎重に聞き取り実態調査をする必要があります。現在の体制では、地域の要望に応えることはできませんが、いずれその役割にも取り組めるよう検討してまいります。